

令和5年12月三種町議会定例会会議録

令和5年12月15日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	畠山勝巳	2番	三浦敦
3番	高橋満	4番	平賀真
5番	成田光一	6番	遠藤勝昭
7番	児玉儀広	8番	森山大輔
9番	伊藤千作	10番	清水欣也
11番	荒谷要伸	12番	三村真
13番	小澤高道	14番	堺谷直樹
15番	加藤彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	工藤一嗣	企画政策課長	加藤登美子	
税務課長	後藤一家	町民生活課長	荒川浩幸	
福祉課長	清水真	健康推進課長	小松仁	
農林課長	小玉賢一	商工観光交流課長	清水秀文	
建設課長	児玉憲一	上下水道課長	嶋田修一	
琴丘支所長	鎌田誠	山本支所長	石井透	
会計課長	皆川和華子	教育長	藤田良博	
教育次長補佐	木村将来	農業委員会事務局長	見上貢	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤芳英	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主事	畠山夏海		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 事件訂正の件 (議案第 5 6 号)
- 第 2 議案第 5 3 号 令和 5 年度三種町一般会計予算の補正について
- 第 3 議案第 5 4 号 令和 5 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 4 議案第 5 5 号 令和 5 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 5 議案第 5 6 号 令和 5 年度三種町水道事業会計予算の補正について
- 第 6 議案第 5 7 号 令和 5 年度三種町下水道事業会計予算の補正について
- 第 7 議案第 5 8 号 三種町私債権の管理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 5 9 号 三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 6 0 号 三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 6 1 号 三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 6 2 号 三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 6 3 号 三種町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 第 1 3 議案第 6 4 号 三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 1 4 議案第 6 5 号 三種町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 1 5 議案第 6 6 号 三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 6 議案第 6 7 号 工事請負契約の締結について (農地農業用施設災害復旧事業 1 2-1 0 3 号ほか工事)
- 第 1 7 議案第 6 8 号 工事請負契約の一部変更について (山本中学校法面工事)
- 第 1 8 請願第 1 号 町民に開かれた議会にするための取り組みを求める請願
- 第 1 9 陳情第 5 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情
- 第 2 0 陳情第 6 号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情
- 第 2 1 陳情第 7 号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情
- 第 2 2 陳情第 8 号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書について (陳情)
- 第 2 3 陳情第 9 号 秋田県に対して「子供の医療費助成を 1 5 歳の年度末から 1 8 歳の年度末まで引き上げ」を求める意見書提出の陳情書
- 第 2 4 発委第 9 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について

- 第25 発委第10号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について
- 第26 発委第11号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書について
- 第27 委員会の付託調査報告
- 第28 議員派遣の件
- 第29 閉会中の継続調査の件

議長 加藤彦次郎は、令和5年12月15日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長 長（加藤彦次郎）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第1. 事件訂正の件を議題とします。

町長より、事件訂正の説明を求めます。町長。

町長 長（田川政幸）

おはようございます。

私から、事件の訂正についてご説明いたします。

このたび訂正をお願いいたします議案は、議案第56号「令和5年度三種町水道事業会計予算の補正について」でございます。

訂正内容でございますが、お配りした資料のとおり、補正予算書の既決予定額に誤りがあったほか、給与費明細書の記載誤りと記載漏れ等を訂正するものでございます。

議員の皆様には、メモ等の移し替えなど、大変お手数をおかけしますことを深くおわび申し上げますとともに、訂正の許可についてお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

議長 長（加藤彦次郎）

町長の事件訂正の件の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております事件訂正の件を許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長 長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、事件訂正の件は許可することに決定しました。

日程第2. 議案第53号「令和5年度三種町一般会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

一般会計予算の補正です。資料の2。5番、成田議員。

5番 (成田光一)

すみません。ページでいきますと、33ページ、上の部分のアスベスト事前調査業務、これ説明のほうを見ますと、山中プールほか2か所とかとなっているんですけども、詳しくほかのほうも全部、どこをやるのか説明願います。

議長 (加藤彦次郎)

教育次長補佐。

教育次長 (木村将来)

補佐 すみません、お答えいたします。

山本中学校敷地内の施設アスベスト業務ということで、今回6月の全員協議会でご説明申し上げました新しい施設整備計画に基づきまして、山本中学校の整備を行うに当たり、解体、改修する必要が出てまいりました部分の建物になります。

中身ですけども、山本中学校の現在のプール530平米、それに附属する附属室78平米、それから現山本中学校の共励館、柔剣道場になります。これが544平米、そのほか山本中学校の部室トイレということで、こちらのほうは、現在のグラウンドの中に立っております部室等になります。トイレが1階建てで9平米、部室が4棟ございまして、それぞれ20平米、30平米、9平米、19平米となっております。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

5番。

5番 (成田光一)

全部山本中学校の施設内ということによろしいんですか。

議長 (加藤彦次郎)

教育次長補佐。

教育次長 (木村将来)

補佐 そのとおりでございます。

議長 (加藤彦次郎)

5番。

5番 (成田光一)

ちょっと当てはまらないから、何なら議長、止めてもいいんですけども、前に教育次長から八竜農村公園の部分もアスベストがあるということで、あそこの工事が一旦中断というか調査入るということで、中断になったということをお聞きしたことがあったんですね。私はてっきりほかの2か所ってそこ入るのかなと思って、今日ちょっと確認したかったんですけども。それがないということですので、それによろしいんですかね。こういう質問、この場でちょっとまずいかな。そちらのほうは、計画は入っていないんですか。

議 長 (加藤彦次郎)

教育次長補佐。

教育次長 (木村将来)

補佐 お答えいたします。

今回の調査には入ってございません。八竜中学校の部分につきましては、申し訳ございません、私ちょっと今手持ちの資料でありませぬので、後日お知らせしてもよろしいでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

5 番。

5 番 (成田光一)

分かりました。後日改めて機会を見て質問させていただきます。

議 長 (加藤彦次郎)

ほかに質疑ありませんか。

先ほど資料 2 と言ったんですが、資料 1 の間違いでした。訂正します。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 5 3 号「令和 5 年度三種町一般会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 5 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3. 議案第 5 4 号「令和 5 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 5 4 号「令和 5 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補

正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第55号「令和5年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第55号「令和5年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第56号「令和5年度三種町水道事業会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第56号「令和5年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第57号「令和5年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第57号「令和5年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第58号「三種町私債権の管理に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。10番、清水議員。

10番 (清水欣也)

ちょっと時間を拝借したいと思います。

この条例案については、私非常に危惧を抱いております。全員協議会のときも申し上げましたが、その延長で申し上げます。

今回この条例を見て、いやあ今回どうしてこうやって急ぐんだろうなと思っているんですよ。それも12月ですよ。これで今この案を持ってきたということは、何でそんなに急ぐんだろうと。いろいろ眺めてみましたが、その急ぎの形がいろんなところに現れているわけですよ。1つは、これ全員協議会の資料になりますけれども、2ページの3番を見てください。

不納欠損処分というところがございますね。これにこう書いてあるんですよ。自治法第96条第10項においてと書いてあるんですけども、これちょっと違うんじゃないかな。これ確認してください。96条第1項第10号の誤りではないかということなんです。よほど急いだんですね、皆さん。

議長 (加藤彦次郎)

暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

議長（加藤彦次郎）

会議を再開します。
総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

ただいまの議員ご指摘の点につきましては、96条第1項第10号の誤りでございますので、この場で訂正させていただきます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

基本条項なんですよ。

それから、2つ目。議会資料の3ページを見てください。それで、今回の条例案は、条例は監査委員の指摘によるものだということでありましたけれども、監査委員は条例を改正しなさいと言っているんじゃないわけです。議会に諮り、回収の実現性のない私債権については、議会に諮って早期整理を図りなさいと言っているんですよ。

条例をつくることも検討してみてくださいと言っているんです。議会に諮るということが優先されているわけですよ。監査委員の発言は。

だから、私は何でこれ議会に諮らないで、わざわざ条例をつくらなければならないかという、協議会で説明しましたけれども、そのときは監査委員にそういうような話があったと、監査委員から。それから、何十年からの前にも、何とか委員会でそういう指摘があったという話をしていましたけれども、監査委員は条例をつくりなさいとは言っていない、検討をしなさいと。まずは議会に諮って決めなさいと言っているじゃないですか。

それをどうして、今回条例を設置しなければならなかったのかという、そういう緊急性からと併せた理由をお聞かせいただきたいということなんです。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

監査委員のご指摘の点につきましては、議会に諮り早期整理を図るとともに、債権管理条例の制定についても検討されたいというご指摘であったと思います。そのため債権整理に関して、条例を見ていただければ分かると思いますが、債権放棄の第6条の条項の部分なんです、債権の援用を受けられないような状態にあるもの、そういうものにつきましては町が徴収の義務をしっかりと行った上で、回収の見込みの立たないもの、それを整理しなければならないということでもありますので、できる規定を条例に記載したものでございます。

1件1件議会に諮って落とす方法もありますが、町でこの債権の管理条例を定め、債権の管理を進めている自治体も多くございますので、三種町も管理条例をしっかりと制定して、この私債権の整理について進めていきたいと考えて、今回条例を上程したものでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

監査委員がやったからという話は違うでしょうという質問なんです。監査委員は今あなたが説明したとおり、第一番に議会に諮りなさいと言っているんだから。それやってきていないわけです、ずっと。それを言っているんです。併せて条例のことも検討しなさいと言っているわけで、第一番目の議会に諮ることが優先されるわけですから、それをやってこなかったのはなぜかということなんです。大儀であったからだけでしょう。それでは理由になりませんよというお話なんです。

それからもう一つ、不納欠損ができるという例はいっぱいありますよ。例えば時効完成によって債権が消滅した場合、時効の援用の必要のない債権ですよ。それから、自治法施行令171条の7、それから今言った96条1項の議会議決、それから個別法によっては議決が不要なものがある。

時効援用しない私債権の不納欠損については、議決を得れば、権利の放棄ができるわけですから、いろんなものがあるわけですよ。議決が必要なものの、議決が必要でなくてもできるもの、こういうものを併せてやれば、条例の制定する必要がないでしょうという話なんです。どうでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

ただいま債権の放棄の部分についてご指摘をいただいたわけですが、その前段として、第5条で町の私債権の督促、強制執行等、その他保全及び取立てに関し、必要な措置、法令等の定めるところにより、これを行わなければならないと規定してございますので、まずはこちらをしっかりとった上で、第6条の条項に該当する場合は、町で債権を放棄できるとする条例でございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

あなたの言った徴収努力というのは、それは議会議決をしようと、問題にしようと、条例を問題にしようとそれ以前の話ですよ。どちらにしたって、そういう努力をしなければならぬわけですから。条例を定めてやることと、今の話とは全く別、やろうがやるまいが、徴収努力をしなければならぬ

いわけです、それ以前にね。

今第6条の今回の条例の対象にしようとするものが、何点か、5点ぐらい書いてありますよね。それをもって、議決をすればいいじゃないですか。あの理由を持って議会に提案すれば、それで片つく話じゃないですか。

条例をつくって適用させようとも、議決によってそれを解決しようとも、その理由は同じなんですよ。条例を適用させてやったら、早くこれがうまくできるわけじゃない。条例によろうと、議決によろうと、その理由は同じなんですよ。

条例によるから簡単にできるというものではない。何ぼ条例によろうとも法令の枠があるわけです、しばられているわけですから、そこからは出られないわけですよ。

だから、議決をずとした場合には、同じ、自治条例と同じような理由で議決に回せるわけですよ。それをわざわざ条例にする必要がないじゃないですか。そういう理由ですよ。

それで、具体的な質問いたしますね。第6条の債権放棄の要件、これは条例を設定しなければ満足できないのかどうか。その解釈をちょっとここで述べてください。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

私債権にもいろいろ処理もあります。今回の条例制定により、徴収不能となった債権につきまして、しっかりと管理台帳を作る、その後徴収の義務、町が徴収に係る履歴をしっかりと台帳に記載する、その上で今回の債権放棄の要件に当てはまった部分、徴収の見込みの立たない債権に関しては、決算書に歳入未済額として計上するということで、いろいろ疑義があったかと思われまので、その部分をしっかりと徴収の見込みがこの後本当に立たないもの、そういう部分を条例にしっかりと規定して、不納欠損をしていただくための条例でございます。

確かに議員ご指摘のとおり、全て議会に諮れば当然できる話ではございますが、今回は条例でしっかりと記載して、そういう部分につきましては条例に基づき債権を放棄するという条例になりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

私の今日の質問は、条例を制定、議決をしないで、条例をつくれればこの問題でうまくいくのか。条例を何としてもつくらなければならない理由は、どこに本当の理由はどこにあるかということの質問なんですよ。

つまり、あれでしょう、議会にかけるのが面倒だからでしょう。大儀だから

らでしょう、早い話が。端的に言えば。

つまり、そういうことを皆さんしてこなかったという証明になるわけですよ。何でどうして条例にしなければならないのかというのを、本当の胸の内をお聞かせくださいというのが、今日の質問であります。いかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

公債権につきましては、これまで国の法に沿って不納欠損してきておりました。私債権につきましては、民法の適用により徴収の見込みが立たないものについても、町のほうの手續等の、要はその部分について職員の民法を整理する知識が現在のところないものですから、その部分については今後の課題でもあります。

今回、この私債権の整理の要件をしっかりと定めた後、町の職員の能力向上等を目指すことで、外部の研修をしっかりと受けて、スキルも身につけてこれに当たっていきたいと思っております。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

私の質問に対して的確に答えてほしいんですけどもね。

それじゃあ、条例案のこの8ページをご覧ください。条例案の附則であります。この条例は6年の1月1日から施行するとなっているわけですよ。経過措置で、その施行期日前に発生した私債権についても適用するという事なんです。

この意味はどういうことかということ、議決をすれば処理できるものがこれから出てきても、この条例案の基準に当たれば、この条例で処理することにするという意味なんです、これ。もう1回言いますよ。議決をすれば処理できるものがこれから出てきても、この条例案の基準に当たれば、この条例で処理するという意味なんですよ。

じゃあ今度、処理経過の場合、施行期日前に発生した町の私債権についても適用すると、これどういう意味かということ、議決をすれば処理できるものが現在あっても、この条例案の基準に当たれば、この条例を処理するという意味なんです。いいですか。つまり、議決をすればいいものをそれをしてこなかったという意味、この附則の意味は。

だから私は、何でこういうのをほったらかして、ただ単に条例が必要だということを前面に、言わば装飾文だよ。ここにもある、後で申し上げますけれども。これは非常に私は不満であります。それはもうあとは隠してしまっているわけですよ。

もう一つ申し上げます。温泉関係の金額が未納額が多額だということが、

この処理が何とか処理しなければならないという、そういうことが目的の1つになっているんじゃないですか、今回の条例案の制定には。それが大きな目的の1つになっているんじゃないでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

今回の制定につきましては、温泉会計の未納部分も含みますが、それを目的としての制定ではございません。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

これだって議会にかければいいわけですよ。それだけの話。

それから、こう言っているんですよ、これ非常におかしいと思うんですけども、条例を制定して債権を行い、徴収可能な債権の回収に一層注力をするを書いてある。

徴収可能な債権だったら、条例をつくらなくたって、皆さん頑張ればいいじゃないですか。徴収可能な債権でも条例を設置して、債権を放棄しなければ回収に注力できないのかという、頑張れないのかと。これだって非常におかしいですよ。

私は、議会にかければ可能なものがいっぱいあるのに、なぜ今わざわざ条例をつくってやらなければならないのかというのが非常に理解できなかったんですよ。そういうのを何回か繰り返していて、何か一つ問題があると、だから条例をつくって何とかしようというのであれば、まだ話は分かるんですけども、法令を適用させれば何も条例をつくらなくたっていいというのがいっぱいあるにもかかわらず、どうして今回これに至ったのかと。監査委員も議会にかけるのがまず先だと言っているわけじゃないですか。ということなんですよ。くどいようですけども、条例を適用させようとも、議会でかけようとも、その理由は大体同じですよ。その理由は同じ。特に条例をつくったから、楽にできるものじゃないわけです。

最後に、もう一度お聞きします。本当の狙いは何ですか。皆さんで楽をしたいということですか。それを聞いて終わりたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

今回の管理条例につきましては、債権の私債権に関する管理の在り方をはっきりさせた上で、徴収の見込みの立たないものは債権放棄もできるとする規定でございます。この管理条例を定めたからといって一概に町が何もしないで、債権放棄を目指すということではありません。

しっかり私債権については、回収の努力をした上で、本当にこの放棄の要

件に該当した場合のみ、債権放棄をするものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

この条例を担保するものは何かというと、今言った徴収努力ですよ。これに尽きると思います。でないと、この意味が何にもありません。ですから、徴収努力をするという、そういう前提で頑張るという、そういう町の担保があるという、そういう前提で賛成をしたいと思います。

以上であります。

議長（加藤彦次郎）

ほかに。総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

今回のこの件につきまして町が徴収努力をするために、積極的に職員の研修等を受講し、この債権回収の力をつけて整理してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。（「終わります」の声あり）

議長（加藤彦次郎）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第58号「三種町私債権の管理に関する条例の制定について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第59号「三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（加藤彦次郎）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第59号「三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。
日程第9. 議案第60号「三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第60号「三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。
日程第10. 議案第61号「三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第61号「三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第62号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。3番、高橋議員。

3番 （ 高橋 満 ）

私はこの条例案に反対の立場から討論いたします。

本年は、基幹産業である農業、春先からは果樹農家の損害、霜ですね。夏場には異常高温等々により一等米比率が40%台と大きく下がっており、被害が甚大であります。また、野菜、大豆等においても高温小雨等による収量が減収し、品質が悪く、農家を苦しめております。7月の大雨災害においては、町民の皆様が大変な被害を受けております。

このようなときに、我々議員としては何ができるだろうかというふうに考えたときに、常に町民に寄り添い、少しでも寄与できる方法を考えたいと思いました。

それには、今議員報酬を上げるという改正を行うということに併せて、これは町に返上するというのが我々議員の痛みを伴う寄り添い方ではないかというふうに思いましたので、議案第62号については反対をいたします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

賛成討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ほかに反対討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第62号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決します。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は、原案に反対とみなします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

起立少数です。よって、議案第62号は否決されました。

日程第12. 議案第63号「三種町会計年度任用職員の給与及び費用弁償

に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第63号「三種町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第64号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第64号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第65号「三種町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第65号「三種町国民健康保険税条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第66号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第66号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第67号「工事請負契約の締結について（農地農業用施設災害復旧事業12—103号ほか工事）」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第67号「工事請負契約の締結について（農地農業用施設災害復旧事業12—103号ほか工事）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第68号「工事請負契約の一部変更について(山本中学校法面工事)」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番。

5番 (成田光一)

山本中学校ののり面工事変更ということで、ちょっとこの内訳をどういふことで変更になったのか、電線が周辺にあるというふうに書いていますけれども、どういふ電線なのか、ちょっと説明してください。

議長 (加藤彦次郎)

教育次長補佐。

教育次長 (木村将来)

補佐 お答えいたします。

変更の主なものということで、変更点ですけれども、掘削工のうち片切掘削、これバックホーによる掘削を人力掘削に変更しております。

面積が、土砂の面積が180立方メートルから、225.8立方メートルに増えてございます。

続きまして、残土処理、土砂等運搬ということで、5.5キロ以下、単価1,140円掛ける180立方メートルで計算しておりましたが、設計しておりましたが、こちらのほう1.1キロ以下の単価538円掛ける225.8立米ということで、8万3,720円の減となっております。

失礼しました。先ほどの掘削工のほうは、設計額で83万8,160円の増となっております。

続きまして、整地でございます。整地につきましては、同じく180立方メートルから225.8立方メートルに変更になったことで、5,848円の増、そのほか作業面積の確定により、作業面積の変更しておるところが、のり面整形、それから補強度、植生のり砕工、機械播種施工による植生工、こちらのほうがそれぞれ1,703円の減、7,190円の減、9,440円の減、以上のような内容となっております。

続きまして、障害となりましたケーブルの内容でございますが、こちらのほう山本中学校の上のほうから、町それから町の関係、それから光ケーブル関係、それとNTT関係が複合になって通っている電線がございました。こちらのほうが精査したところ、現場の中で一番近いところでのり面の高さから1メートル程度から1.5メートル程度のところに、およそこののり面の直線距離でいきますと、120メートルから130メートル程度入ってございましたので、その分でそこに機械のバックホーを入れるのが困難であるということで、現場で協議しております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

続けてどうぞ。

教育次長（木村将来）

補佐 失礼します。

1点、説明間違いがございましたので、訂正いたします。

設計変更の主なところで、補強度、植生のり面、のり枠工の設計額で7,190円の増でございました。先ほど減と説明したのを増に訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

5番。

5番（成田光一）

細かい数字ありがとうございます。今そこまで求めていなかったんですけども、要はこの電線が地中埋設されているということなんですか、ちょっとよく説明聞き取れなかったものですから、もう1回お願いします。

議長（加藤彦次郎）

教育次長補佐。

教育次長（木村将来）

補佐 お答えいたします。

こちらのほう、地中ではなくて空中の架線でございました。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

5番。

5番（成田光一）

私も現場、直接近くで見たわけではないんですけども、田んぼのところからのり面立ち上がっていて、体育館の近くにいわゆる電力線の引込柱というのが建っているはずなんですね。そこからいろいろと建物のほうに埋設されているはずなんです、通常。

当然これは現場見た設計屋が一番よく分かることだと思うんですけども、今の説明ですと空中にあるいわゆる架空線、架空電力線が工事の障害になると、バックホーの工事の障害になるという意味だと思うんですけども、それで間違いないんですか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長補佐。

教育次長（木村将来）

補佐 お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。

議長（加藤彦次郎）

5番。

5 番 (成田光一)

そうしますと、田んぼで建っている電柱から建物まで架空電力線が頭の上、線行っているわけなんです。電力柱、電力線ですと3本線行っているはずなんですけれども、それがさっき言った体育館の脇に引込柱が建っていて、そこで一旦受けているわけなんです。

多分、その引込柱ものり面の近くのはずなんです。そうすれば、なおさらそこを工事するわけですので、その工事区間の真ん中辺に頭の上から架空線が行っているはずなんです。遠くから見えますけれども。

そういうことであれば、なおさらのこと、これ設計屋で最初から分からなかったのかというふうに私、素人ながら思います。設計業者とどうい話をしましたか。

議長 (加藤彦次郎)

教育次長補佐。

教育次長 (木村将来)

補佐 お答えいたします。

先ほどの私の答えが間違っておりました。申し訳ございません、訂正いたします。

田んぼから山本中学校ののり面に來る線ではなくて、それと同じ電柱にはなるんですが、山本中学校の引込柱のすぐ下、のり面の際のところから山本中学校ののり面に並行するような形で町道のほうにつながっている架線がございまして、そちらのほうの線がこののり面の高さから一番低いところで1メートルというような状況であったと現場で確認しました。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

5 番。

5 番 (成田光一)

架空共架線ということのようですけれども、さっきの繰り返しになりますけれども、1メートルぐらいの頭の上のところにある電線が、設計屋が当初設計、現地調査をした段階で気づかなかったというのがすごく私残念でなりません。

これは、やっぱり設計業者とちゃんと密に打合せした上で、やっぱりこういうのは設計されるべきだと思います。なぜかという、現場でその分工期に影響するし、仕事内容に対しても影響するわけですので、こういうのは頭の上1メートルぐらいのところ電線があるのを無視して、これ邪魔なるよなど、普通やっぱり考えますよ。普通のプロであれば、そこを無視して設計を組んだとすれば、やっぱりこれは当局として、設計業者に対して注意をするとか、ましてや今後、中学校統合の建物ができてくる場合、こういった部分いっぱい出てくると思うんですね。

ですから、今後も含めて、設計業者との密な打合せ、皆さん当局の方も大変でしょうけれども、やっぱり現場と照らし合わせながらやるぐらいの気力

で、今後統合中学校にも向かってほしいし、まして今回なおさら今話聞いていますと、何か愕然と来るなという感じの内容です。

地中であって分からなかったというのであれば、まだちょっと理解しようかなと思ったんですけれども、どう考えても頭の上にある線が邪魔になるか、ならないか分からない設計をしたということであれば、やっぱり当局として、ちょっと業者とちゃんと打合せすべきだというふうに思います。どうでしょう。

議 長 (加藤彦次郎)

教育次長補佐。

教育次長 (木村将来)

補佐 お答えいたします。

当初、現場でも協議しましたが、当初の設計段階ではバックホーで電柱の上を超えたアームの20メートル程度のバックホーで作業を行えるという判断で、私どもも考えてございましたが、実際に現場をやった段階でこちらの下の部分のバックヤードとして、仮設で鉄板を敷いた道路があります。それがおよそ4メートル幅で、そこを通過してバックホーするというのが、架線に対して難しいというところと、バックヤードの関係等でほかの作業員の安全等に関しましても、少し不安があるといったようなところが現場の状況で出てまいりましたので、その分を考慮して、現場のほうでも設計者、それから施工業者と3者で打合せさせていただきながら、変更のほうを考えたところでございます。

議 長 (加藤彦次郎)

5番。

5番 (成田光一)

何度も申し上げますけれども、現場の人がいざ作業やった時点で、これはやっぱりちょっと危険だよなという判断の基に今回設計変更になっているわけなんですから、それ自体もう誰が見ても、ましてや当初の、最初からの現地調査で設計屋が見れば分かるはずだし、分からなければならぬ内容だなと今回つくづく感じました。

そういったことも含めて、先ほどから言っているとおり、統合中学校も今後あそこら辺工事いっぱい入ってくるわけですので、入ってきた場合、やっぱりそういったことがないように、現場で難儀するわけですので、工期残りとかいろいろ難儀が出てくる、段取り替えしなきゃならなくなるわけです。そういったことのないように、今後設計業者と密にやっていただきたいというお願いで終わります。

議 長 (加藤彦次郎)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第68号「工事請負契約の一部変更について(山本中学校法面工事)」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 請願第1号「町民に開かれた議会にするための取り組みを求める請願」から、日程第26. 発委第11号「学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書について」までを一括上程します。

初めに、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営 (清水欣也)

委員長 請願審査の報告を行います。

本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定したので、三種町議会会議規則第93条の規定により報告いたします。

請願の件名は、「町民に開かれた議会にするための取組を求める請願」であります。

審査の結果、これを不採択といたしました。その委員会の意見は、議場改修調査特別委員会において調査中の案件であるので、その結果が出ていない段階では採択の判断ができないという理由でございます。

以上の理由で不採択といたしました。

以上であります。

議長 (加藤彦次郎)

議会運営委員長の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番、荒谷議員。

11番 (荒谷要伸)

今回、町民からの請願書ということで一般的な内容でございます。何か議場改修特別委員会と絡んで、否決という内容になってしまいましたけれども、賛成意見の意見はどのような意見がございましたか、お知らせください。

議長 (加藤彦次郎)

議会運営委員長。

議会運営 (清水欣也)

委員長 いわゆる賛成意見、少数意見でございますけれども、2つありました。1つは、開かれた町政、開かれた議会、こういうのを目指すには動画配信の取

組が絶対に必要だということ。それから、動画配信は県内でも既に半数以上の自治体を実施しているということ。それから、町民の知る権利を保持すること。それから、町政の課題を町民が十分理解を深めるということは、町民が議会の審議の過程を広く共有できる状態にしておくことが重要である。だから、請願者の願意には願意は妥当であるというような趣旨の意見が1つあります。

もう一つは、調査特別委員会が調査中だから、その結果が出ていないから不採択だということはおかしいと。つまり請願は、特別委員会とは関係がない。請願の審査は、請願の願意の妥当性がどうかという審査であって、特別委員会の審議の過程に左右されるのはおかしいという、そういう趣旨の発言です。これがいわゆる賛成意見というか、少数意見の主な内容でありました。

以上であります。

議長（加藤彦次郎）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

議会運営委員長は自席へお戻りください。

次に、教育民生常任委員会の報告及び説明を求めます。教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（堺谷直樹）

教育民生常任委員会に付託された陳情については、12月12日及び13日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

陳情第5号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

陳情第6号「国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情」については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

陳情第7号「健康保健証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情」については、12月13日の新聞報道によると、国は健康保険証の来秋廃止を表明したことから、実現の可能性を欠くと判断し、趣旨採択とすべきものと決定しました。

陳情第8号「学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書について（陳情）」については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

陳情第9号「秋田県に対して「子供の医療費助成を15歳の年度末から18歳の年度末まで引き上げ」を求める意見書提出の陳情書」については、

12月8日の新聞報道によると、願意の実現が見込まれているものと判断し、不採択とすべきものと決定しました。

なお、採択すべきとした陳情の趣旨の実現を図るため、発委第9号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について」、発委第10号「国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について」、発委第11号「学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書について」を提出しますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上で、陳情審査報告を終わります。

議長（加藤彦次郎）

教育民生常任委員長の報告等を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

教育民生常任委員長は自席へお戻りください。

以上で、請願・陳情付託委員会の審査・報告等を終わります。

初めに、請願第1号に対する討論を行います。

本件に対する委員長報告は不採択ですので、原案に賛成者の発言を許しません。

討論ありませんか。原案に賛成の人の討論です。11番。

11番（荒谷要伸）

反対討論してもよろしいですか。大丈夫。

議長（加藤彦次郎）

原案に対して賛成の討論です。いやいやそれでいいんです。原案に対して賛成の方の討論が先です。11番。

11番（荒谷要伸）

先ほど委員長の説明、大変よく分かりました。その中で、私もそれなりに考えてみましたが、今回の請願に対しては妥当であるかどうか、議場改修調査特別委員会の調査結果が出ていないとか、採択理由が請願の願意が妥当であるかどうかの判断に基づかないものであり、請願の請求を退ける正当な理由には私には当てはまらないだろうと思っております。

よって私はこの不採択案に対しては、反対ということで申し上げます。

請願請求者の請求の趣旨は、町民の知る権利を大切にしてほしいということ、町政の課題は町民の理解を十分に深めることが最も重要であること。そのためには、町民が議会での審議過程を広く共有できる状態にあることが非常に大切であることが明らかである。

これらのことが推進されて、一層開かれた町になるように、動画発信と傍聴席の改修を求めているという願意であり、議場改修調査特別委員会での調査

結果が出ていないからという不採択理由は、単なる議会側の都合によるものであって、願意が妥当であるかどうかの理由にはならないものと思います。これを議会の意思とするには、不作為過ぎると思います。

請願は、言わばどこで審議してもいいから、議場改修のときにでもという一般論として請求しているものであって、動画配信や傍聴席改修の時期については、特定して求めているものではありません。議会改修調査特別委員会で審議することを求めているものでもありません。

したがって、請願の審査が特別委員会の調査結果があるかないかに影響されるのは、不合理である。

以上、反対の意見であります。

議長（加藤彦次郎）

次に、原案に対して反対の方の討論はありませんか。

原案に対して賛成の討論が今あったので、原案に対して反対の討論はございませんか。（「今のは不採択に賛成と言ったの」の声あり）原案に対して、採択すべきではないかという人の今意見があったわけですが。（「請願の願意について」の声あり）じゃあ、その請願の願意に対して、反対の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

討論ないものと認め、討論を終わります。

請願第1号「町民に開かれた議会にするため取り組みを求める請願」を採決します。

委員長報告が不採択であるため、失礼しました。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。原案について採決をいたします。つまり、原案これを採択すべきだという人は起立をしてください。不採択のままでいいという人はそのまま座ってください。よろしいですか。

それでは、起立によって表決を行います。

起立しない場合は、委員長報告のとおり不採択とみなします。

本件を採択することに賛成の方を起立すると。

委員長報告は不採択であります。本件を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（加藤彦次郎）

ご着席ください。

数の判別が困難でございますので、投票によりたいと思います。

暫時休憩します。

すみません、休憩はなしで、準備のため少々お待ちください。

見たくて判断できないためです。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長 (加藤彦次郎)
ただいまの出席議員数は15名です。
投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長 (加藤彦次郎)
投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)
配付漏れなしと認めます。
投票箱を設置し、点検します。

(投票箱点検)

議長 (加藤彦次郎)
異状なしと認めます。
念のために申し上げます。投票は本案に賛成の方はマル、反対の方はバツと記載し、自己の氏名も併せて記載願います。

なお、白票は反対とみなします。

それでは、自席にて投票用紙にご記載ください。

本案に対して、採択すべきではないかという人はマルです。箱の中に書いてください。名前も箱の中に書いてください。(「委員長報告に賛成の方はバツですね」の声あり) そうです。

もう一度言います。この請願を採択すべきという人はマル、不採択とすべきという人はバツです。自分の名前も箱の中に記入してください。記名投票です。名前も必ず記入してください。記名投票ですので、それがないと無効になるものと思われまます。いいですか。

(記載状況を確認)

議長 (加藤彦次郎)
ただいまから投票を行います。
1番議員から順番に投票願います。

(投票)

議長 (加藤彦次郎)
投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)
投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。

開票を行います。

立会人には、会議規則第31条第2項の規定により、9番、伊藤千作議員及び10番、清水欣也議員を指名します。

伊藤議員及び清水議員は投票箱の前にお願ひします。

(開 票)

議 長 (加藤彦次郎)

投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票はゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 7票 (畠山勝巳、成田光一、森山大輔、伊藤千作、清水欣也、荒谷要伸、三村 眞)、
反対 7票 (三浦 敦、高橋 満、平賀 真、遠藤勝昭、児玉儀広、小澤高道、堺谷直樹)です。

以上のお通り、投票の結果、可否同数です。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決します。

本案については、議長は可決と裁決します。

よって、本案は可決されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議 長 (加藤彦次郎)

次に、陳情第5号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第5号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」を採決します。

本件の委員長報告は採択です。

本件を委員長報告のお通り決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第5号は委員長報告のお通り採択することに決定しました。

次に、陳情第6号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第6号「国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情」を採決します。

本件の委員長報告は採択です。

本件を委員長報告のお通り決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第7号に対する討論を行います。

本件に対する委員長報告は、趣旨採択ですので、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。9番。

9番 (伊藤千作)

この陳情は委員会は趣旨採択となっておりますけれども、私はこの健康保険証を廃止するという事は反対であります。

これは健康保険証をそのままにしておいたほうがかえって便利だというふうに思いますので、この陳情は本来だったら採択をして国に意見書を上げるべきだと思いますので、よって、趣旨採択についても不満ですので、これには反対であります。

議長 (加藤彦次郎)

次に、原案に対して反対の討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第7号「健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情」を採決します。

まず、本件に対する委員長報告の趣旨採択について起立によって採決します。

なお、起立しない場合は、趣旨採択に反対とみなします。

趣旨採択に賛成の方は起立してください。本件を趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (加藤彦次郎)

お座りください。

起立多数です。よって、陳情第7号は趣旨採択とすることに決定しました。

次に、陳情第8号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第8号「学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書について(陳情)」を採決します。

本件の委員長報告は採択です。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号に対する討論を行います。

本件に対する委員長報告は不採択ですので、原案に賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。9番。

9番 (伊藤千作)

この陳情も委員会は不採択ということになっておりますが、それは新聞報道によって、願意の実現が見込まれるからというふうなことでありますけれども、願意の実現が見込まれるんであったら、この陳情は採択しても何らおかしくないというふうに言えると思います。それをわざわざ不採択にすること自体は、私はおかしいというふうに思いますので、この陳情の不採択については、採択すべきだと思って反対であります。

議長 (加藤彦次郎)

次に、原案に対して反対の討論を求めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第9号「秋田県に対して「子供の医療費助成を15歳の年度末から18歳の年度末まで引き上げ」を求める意見書提出の陳情書」を採決します。

本件に対する委員長報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は、委員長報告のとおり、不採択とみなします。

不採択とすることに賛成の方は、ちょっと待ってください。

委員長報告のとおり不採択とする場合は座ったままでいてください。

本件を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (加藤彦次郎)

ご着席ください。

起立少数です。よって、陳情第9号は委員長報告のとおり、不採択とすることに決定しました。

次に、発委第9号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第9号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第9号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第10号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第10号「国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第10号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第11号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第11号「学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第11号は原案のとおり可決されました。

日程第27. 委員会の付託調査報告を行います。

議場改修調査特別委員会の報告を求めます。議場改修調査特別委員会委員長。

議場改修調査特別委員会委員長 (平賀 真)

それでは、これより委員会調査報告を行います。

委員会調査報告書をお手元にお願いいたします。

1の本委員会に付託された調査事件は、改修を要する議場設備等に関する事項であり、2の調査の経過にありますように10月4日から委員間討議を始め、議場レイアウトに関する視察も行っていました。

3の調査の結果または概要(意見)になります。

本委員会の中間報告を11月30日の議員懇談会に提出したところ、バリアフリー対策及び映像配信システムについては、議長が本委員会における再協議という形で取りまとめたため、12月12日に委員会を開き、今後の方針について協議いたしました。

委員間討議では、「これまで調査した情報を基に、本委員会で結論を出す

べき」「映像配信システムについては、議会改革として時間をかけて議論すべき」「再協議するには時間がないことから、次の機会に引き継ぐべき」などの意見が出されました。

そして、正副委員長は、本委員会としては、議長が示した令和6年度当初予算に実施設計予算を措置するという目標について、議員懇談会で再協議を求められた事項があることにより、その達成が不可能となったことから、これまでの調査の結果を議会に報告することで調査を終了し、改めて議長において今後の対応を検討されるよう意見を付すことを提案し、採決の結果、賛成3票、反対2票の結果でこれを決定しました。

調査の結果につきましては、（1）議員懇談会において合意に至った事項と（2）議員懇談会において再協議とされた事項に区分し、以下のとおり取りまとめましたので、それぞれご確認いただければと思います。

以上で報告を終わります。

議長（加藤彦次郎）

議場改修調査特別委員長の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番。

9番（伊藤千作）

この報告書を見て私びっくりしております。というのは、この間の議員懇談会で協議した件とがらりと変わっていると言わざるを得ません。私はあのとき、この件について中間報告が出た段階で、いろんな、あれに中間報告としてやる方向ということで出しているんですよ。この映像配信システムというのは。

あの中で委員会の中で、アンケート等の意見を踏まえて、この映像配信システムについて委員会で論議すべきだという意見が上がって、平賀委員長が採決を行ってこれを論議しよう、ということが委員会で決まったんです。委員会で。

論議してきた結果、中間報告としてこの映像配信をやろうという中間報告が出されてきたじゃないですか。そのことについて、私は大いに結構だと、異論を挟む人はそんなにいなかった。今この報告書を見たら、全然再協議しろというふうな、あのときそんなあれはならなかったですよ、私の感じでは。

大体あの中間報告のままいこうというふうにしたと思うんです。それが何でこんな委員会報告にすり替わってくるの。

それで、それもそうで、何かもう時間がないのでこの委員会を中止して、何かもう一度、再協議するというふうなことの報告だけれども、あれは委員会やるときに何月までと言ったっけ。（「7年の3月」の声あり）7年の3月までに委員会として存続して、そこで結論を出すというふうに委員会を設置するときになったはずですよ。まだまだ時間あるじゃないですか。何で委員会を閉じるの、解散するの。そういう提起っておかしいじゃないですか。委員長どう思いますか。

議長（加藤彦次郎）

議場改修調査特別委員長。

議場改修（平賀真）

調査特別委員会委員長 本委員会でききの懇談会において、議長が委員会において再協議というふうに取りまとめたとは私は認識しております。

委員長 その結果調査委員会における結果が、先ほど報告したとおりです。以上です。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

委員長は今のようなご答弁されましたけれども、私は全くそうは思っていない。あの懇談会においては、結果的に中間報告はこれでいきましょうと、バリアフリーもこれでいきましょうと。だけれども、その具体的な内容、それはこれから委員会で詰めていこうと、そういう話になったじゃないですか。

バリアフリーも動画配信もやるというふうな基本はみんな認めたじゃないですか。ただし、どのようなやり方でやるかということについては、これから委員会で詰めましょうというふうにして、まとまったじゃないですか。議長がそういう話をしているじゃないですか。

それが、そのテーマそのものがなくなったという、これはおかしいですよ。誰がこれを勝手にそういうふうにしたんでしょうかね。私は動画配信も、バリアフリーもこれやっていくと、この基本線はこれでいく、そういうふうにあそこで皆さん合意いったと思います。

ですから、7年の3月までもあるわけですから、委員会の任務は。何でこれ今終了するんですか。私は、今千作議員の言ったように、3月まで必要であったら、私は、必要であったらじゃなくて、ぜひその基本線は基本線として、あとはどういうふうにやっていったらいいか、いろいろ技術的なこともあるでしょうから、そういうことでこれからそこで詰めていくというふうな話だったんですから、そのようにひとつ委員会のほうで継続してほしいとっていただきたいとそういう意見であります。

議長（加藤彦次郎）

議場改修調査特別委員長。

議場改修（平賀真）

調査特別委員会委員長 同じ答弁になりますが、さきの懇談会で、採決、表決というものは行われておりません。賛成のご意見もございましたが、反対のご意見もあったと私は認識しております。

その結果を受けて当委員会で諮ったところ、この記載のとおりでございます。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

5番、成田議員。

5番 (成田光一)

今の委員長の報告ですと、賛成意見もあったけれども、反対意見もあったと。中間報告では確かにそういうふうになって、資料も頂いて確認しております。反対意見は少数意見であったはずですが、そのときは。中間報告というのは、このことを進めましょうというふうに私たちは説明を受けたし、そのまま今後進めていきたいと思いますというふうに確認して、懇談会を終わったと認識しております。

それなのに、少数意見である取扱いを優先させたように私には見えてなりません。それと、12日、この12月の12日に、この委員会が開かれておるようですが、そのときの決定でこういうふうな報告を出しているようなんですが、実はその資料がちょっと手元に入っていましたので、見させていただきました。

懇談会で決めたことは進めましょうというふうに、先ほど言ったとおり認識しておりましたけれども、この12日の委員会の資料を見ますと、前もって正副委員長案というのが資料の中に提示されているわけなんです。その委員長、副委員長案というのが、何でここで、もう委員会がまだ話し合われてもいない段階で、わざわざこういう正副委員長の提案を出してくる必要があったのか、私はちょっと不思議に思っております。これによって、その委員会が操作されたと言っても本当に不思議でないぐらい、この資料内容を見ますと私は疑念に思います。

もう一度最初からこの委員会をやるべきじゃないかなというのが正直な意見です。どうでしょうか、委員長。

議長 (加藤彦次郎)

議場改修調査特別委員長。

議場改修 (平賀 真)

調査特別 12月12日の委員会の結果は先ほど述べたとおりでございます。

委員会委員長

議長 (加藤彦次郎)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

日程第28. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第29. 閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年12月三種町議会定例会を閉会します。

午前11時49分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 加 藤 彦次郎

三種町議会議員 児 玉 儀 広

三種町議会議員 森 山 大 輔